

福岡県公報

平成20年8月6日
第2857号

目次

告示(第1293号 - 第1315号)	
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 5
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 5
町の町の区域の設定	(市町村支援課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 9

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 9
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 10
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 10
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 10
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 10
公 告	
種畜証明書の交付	(畜産課) 11
公安委員会	
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 11

告 示

福岡県告示第1293号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンスーパーセンター大木店
 - (2) 所在地 福岡県三潴郡大木町大字大角962 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1294号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームセンターサンコー上津店

(2) 所在地 福岡県久留米市上津町字北田1171-1

3 当該大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山 耕吉	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山 耕吉	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二

福岡県告示第1295号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンコーペット&グリーン福岡東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町田富1丁目1番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山 耕吉	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二

福岡県告示第1296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺東3丁目1番

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社ホームセンターサンコー
代表取締役 中山 耕吉

株式会社ホームセンターサンコー
代表取締役 青山 好二

福岡県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県 道	大牟田 植 木 線	前	大牟田市上官町2丁目8番4先から 大牟田市上官町3丁目144番先まで	20.0 ~ 42.0	106.5
			後	同上	20.0 ~ 57.0	

福岡県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

大牟田

大牟田 線
植 木

大牟田市上官町2丁目8番4先から
大牟田市上官町3丁目144番先まで

福岡県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年4月19日福岡県告示第628号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1300号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年4月19日福岡県告示第629号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1301号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第630号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1302号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第631号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1303号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人大川市コミュニティ協議会
- (2) 代表者の氏名
松永 榮
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大川市大字向島1855番地の2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、大川市の地域住民に対して、自主的・自発的なコミュニティ活動の中から、市民が相互理解と親睦を深め、人間性豊かな、明るい地域社会の実現を図るための情報と交流の場所を提供するための事業などを行うとともに、併せて災害

時の緊急支援を行うことで、大川市民のコミュニティ活動づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年7月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）那珂川商業施設

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,792.28平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外	190

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外	110

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外	310.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外	91.30

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
未定	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県筑紫郡那珂川町松原430番地1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営前田地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成20年8月6日から 平成20年9月3日まで	行橋市役所

福岡県告示第1306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、那珂川町長職務代理者から那珂川町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

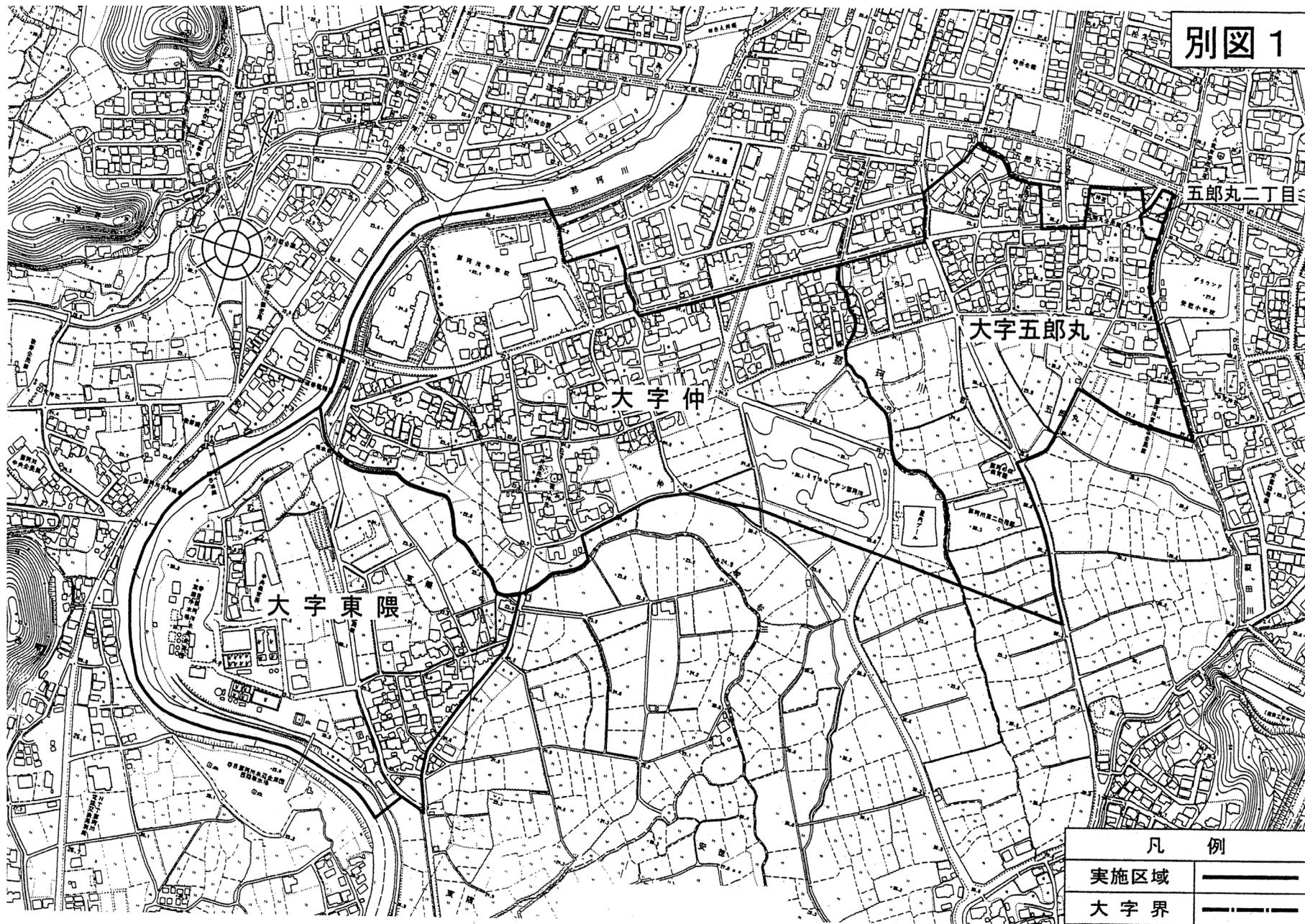
上記処分は、平成20年10月27日から効力を生ずるものとする。

平成20年8月6日

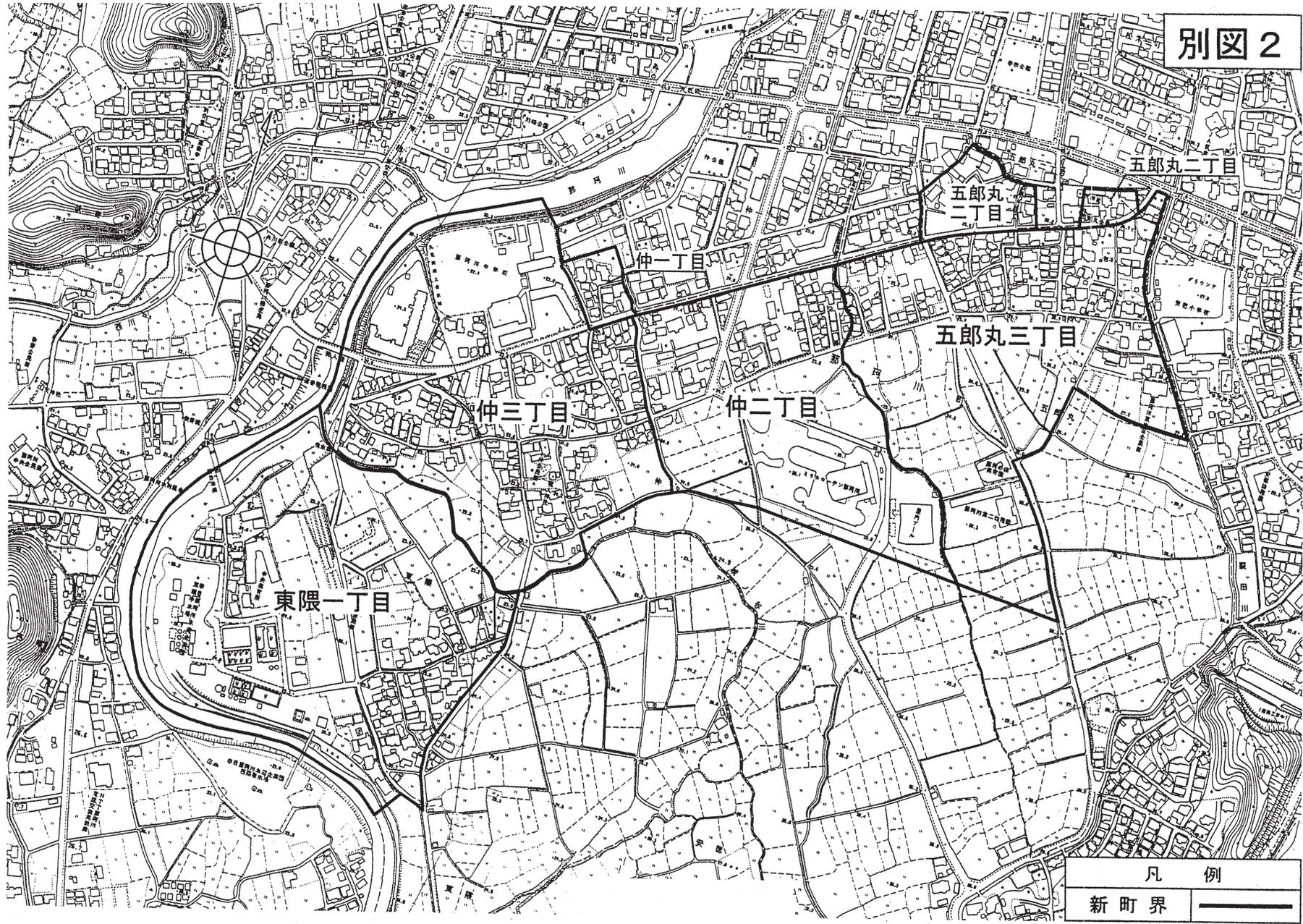
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



凡 例	
実施区域	———
大字界	- - - - -



福岡県告示第1307号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字上片島2200番地4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字上片島2112番地
片島コミュニティーセンター 苅田町片島区長 笠 村夫

福岡県告示第1308号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字上津熊字古川12番11、13番6及び字小太郎39番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市大字吉国663 - 2
田中 實

福岡県告示第1309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成20年8月6日から 平成20年9月3日まで	宗像市役所

福岡県告示第1310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山ノ口地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成20年8月6日から 平成20年9月3日まで	福津市役所

福岡県告示第1311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年8月6日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市東区香椎浜三丁目地先及び香椎照葉五丁目地先の各一部並びに香椎浜三丁目及び香椎照葉五丁目の各一部、福岡市西区巻岐団地、大字太郎丸、元浜一丁目及び大

字元岡の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

大野城市建設部都市計画課

春日市都市整備部都市計画課

志免町地域整備課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第1312号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字稲童字豊後塚634番1から634番3まで、字長迫662番41、字浜1333番18、1333番22、1333番23、1351番2及び1351番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市中央1丁目1番2号

行橋市土地開発公社 理事長 沼口 宣寛

福岡県告示第1313号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市稲元三丁目1179番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市自由ヶ丘六丁目26番地1

株式会社 相和 代表取締役 岡本 秀夫

福岡県告示第1314号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月17日農林水産省告示第2090号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月24日農林水産省告示第2132号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年8月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平20福岡県1第1号	福幸長	平成14年4月18日	兵庫県	2級	個人有	福岡市水崎 幸司
平20福岡県1第8号	天宝	平成15年6月21日	福岡県	2級	個人有	久留米市倉重 文孝
平20福岡県1第9号	安茂重2	平成18年4月20日	宮崎県	2級	個人有	久留米市倉重 文孝
平20福岡県1第10号	北城勝	平成17年7月6日	福岡県	2級	個人有	久留米市倉重 文孝
平20福岡県1第11号	松平勝	平成15年6月28日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町中村 博之
平20福岡県1第12号	糸秀165の9	平成17年2月15日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町中村 博之
平20福岡県1第13号	安平茂	平成18年12月24日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町中村 博之

平20福岡県1第14号	北勝平	平成17年4月12日	福岡県	2級	その他	久留米市(株)新栄ファーム
平20福岡県1第15号	松忠平	平成18年11月16日	福岡県	2級	その他	久留米市(株)新栄ファーム
平20福岡県1第16号	茂姫波	平成16年10月24日	福岡県	2級	個人有	小郡市池田 元幸

2 豚（大ヨークシャー種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平20福岡県1第2号	フクオカヨーク2004 - 156	平成17年3月10日	福岡県	2級	県有	筑紫野市福岡県農業総合試験場
平20福岡県1第3号	フクオカヨーク2005 - 134	平成17年9月23日	福岡県	2級	県有	
平20福岡県1第4号	フクオカヨーク2005 - 209	平成18年3月11日	福岡県	2級	県有	

3 豚（デュロック種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平20福岡県1第5号	スペシャルドリームエクスプレス05 - 763	平成17年11月16日	大分県	2級	県有	筑紫野市福岡県農業総合試験場
平20福岡県1第6号	ハカタ スペシャルレッドデー2007 - 36	平成19年7月11日	福岡県	2級	県有	
平20福岡県1第7号	ハカタ スペシャルレッドデー2007 - 40	平成19年7月7日	福岡県	2級	県有	

公安委員会

福岡県公安委員会告示第258号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵

銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年8月6日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年8月27日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。